

概要版

第3次上三川町障がい者基本計画
上三川町第7期障がい福祉計画
上三川町第3期障がい児福祉計画



上三川町

令和6年3月

1 計画策定の背景・目的

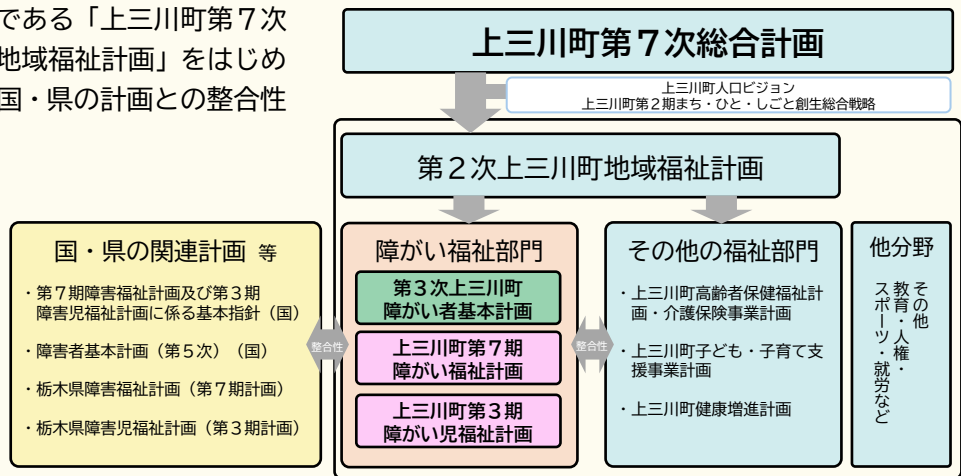
本町では、平成29年3月に障がい者施策の基本的な方向性を定めた「第2次上三川町障がい者計画」を策定するとともに、令和3年10月に障がい者（児）のサービス確保に向けた方策等を定めた「上三川町第6期障がい福祉計画」、「上三川町第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスの充実に向けた取組を進めてきました。

これらの3計画は、令和6年3月をもって計画期間の満了を迎えることから、次期計画となる「第3次上三川町障がい者計画」、「上三川町第7期障がい福祉計画」、「上三川町第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

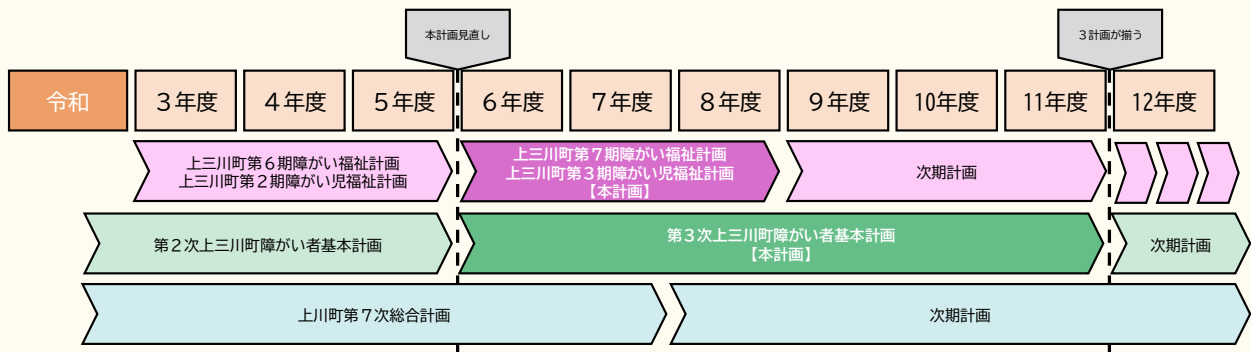
本計画は、本町の上位計画である「上三川町第7次総合計画」、「第2次上三川町地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図りながら策定します。



(2) 計画期間

「第3次上三川町障がい者基本計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間です。

「上三川町第7期障がい福祉計画」及び「上三川町第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間です。



3 基本理念

障がい者が取り残されることなく、誰もが笑顔で暮らせる町づくりを推進するとともに、第7次総合計画の町の将来像である「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち」を実現することができるよう、「自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ」を本計画の基本理念として、各施策を推進していきます。

自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ

各論 1 障がい者基本計画

1 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

基本理念	障がい者基本計画	
	施策の方向性	施策
自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ	1 地域生活の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活支援体制の充実 2 相談体制の充実
	2 療育・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 幼児教育・療育の充実 2 学校教育の充実
	3 雇用・就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がい者の活躍の場の拡大 2 福祉的就労の場の確保
	4 情報・コミュニケーション手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 コミュニケーション手段の確保 2 情報アクセシビリティの推進
	5 理解と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 啓発・広報・交流活動の推進 2 福祉教育等の推進 3 地域福祉活動の促進
	6 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1 住環境の整備 2 外出・社会参加手段の確保 3 福祉のまちづくりの推進 4 防災・防犯対策の推進
	7 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 早期発見と早期療育の推進 2 健康の保持・増進施策の充実 3 医療サービスの充実
	8 権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 成年後見制度の充実 2 障がい者虐待防止のための体制の整備 3 差別の禁止 4 合理的配慮の推進
	9 余暇活動・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ・レクリエーションの充実 2 地域コミュニティ活動の拡大

2 施策の方向性

1 地域生活の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが一個人として自分らしく生活を送れる環境が求められています。そのため、障がい者の自立を積極的に支援するための基盤として、必要な障がい福祉サービスの確保に努めます。

また、障がい福祉サービスに関して必要な情報が入手できる環境を整備するとともに、その利用についての相談を気軽に受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。



2 療育・教育体制の充実



成長発達期にある児童は、早期に障がいを発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。そのためには、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。

また、障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすためには、保健・医療・福祉・教育など各分野が連携し、支援体制のネットワークを構築することが重要です。

このため、障がいのある児童生徒に合った療育・教育が受けられるよう体制の整備に努めます。

3 雇用・就労の推進

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活していくためには、一般雇用はもとより福祉的就労を含めた、障がいのある人の雇用機会を創出するとともに、自立した日常生活や社会生活が送れるよう経済的基盤を整えていく必要があります。

そのため、障がい者自身の職業能力の開発を支援するとともに、障がい者の雇用・就業に必要な、事業主や一般社会の障がい者雇用に対する理解が得られるよう、啓発に努めます。



4 情報・コミュニケーション手段の確保



障がいの有無に関わらず、全ての町民がともに理解し合い、ともに支えあう共生社会を築いていくためには、適切な情報提供や、障がいのある人となない人との意思疎通の円滑化を図ることが必要になります。

本町では、視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上においては、町社会福祉協議会に業務を委託するなどして、総合的に進めてきましたが、今後も実情に応じた情報・コミュニケーション手段の確保に努めます。

5 理解と交流の促進

障がいの有無に関わらず、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会を築くためには、幅広く町民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育、地域活動を通じた相互交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など共生社会の実現に必要な理解と交流を促進します。



6 生活環境の整備



障がいの有無に関わらず、町民の誰もが安全で快適に暮らせる地域社会の実現が求められています。

そのため、障がい者が地域の中で一般の人と等しく安心して生活ができるよう、インフラ整備のハード面に限らず、ソフト面においてもバリアフリーを意識した福祉のまちづくりを推進します。

また、障がい者の活動範囲を制限する阻害要因を取り除くとともに、災害時における障がい者の支援対策を充実させ、地域における見守り体制などの生活環境の整備に努めます。

7 保健・医療の充実

障がい者が健やかに日常生活を送るためには、疾病予防、疾病の早期発見・早期対応ができる環境の整備は欠かせません。専門医の確保やきめ細かな相談指導、本人や保護者に対する精神的な支援体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉間の連携を進めていくことが必要になります。

精神保健福祉施策については、長期入院をしている精神障がい者の地域移行を見据え、医療費の助成にとどまらず、県や関係機関との連携を図りながら精神障がい者に対する理解を一層深めるとともに、自立した生活を送れるよう環境の整備に努めます。



8 権利擁護の充実

障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりの構築には相互に人格や個性を認め、尊重できる社会の形成が必要です。

また、障がいのある人やその家族は、本人や家族の高齢化や親亡き後など、将来の生活維持や財産管理等の面について不安を抱いています。障がい者への理解を促進するための周知活動を行うとともに安心して生活できるように福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の支援を行うなど、権利擁護の充実を図ります。

また、障がい者の人権を保護するため、障がいを理由とする差別解消のための各種啓発や、成年後見制度の充実や障がい者虐待防止のための体制の整備等に取り組み、また養護者の支援に努めます。



9 余暇活動・社会参加の促進

スポーツ・文化活動への参加は障がい者にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進する大切な役割をもっています。そのため、障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツや文化活動を含めた様々な余暇活動への参加を支援します。



各論2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 令和8年度までの目標と考え方

国の基本方針に即しつつ、町の実情を勘案し以下の目標を設定しました。

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	目標の考え方
令和8年度末の地域生活移行者数	2人	令和4年度末の施設入所者のうちの6%以上

(2) 福祉施設入所者の数

令和8年度末の福祉施設の入所者数	29人	令和4年度末の施設入所者を5%以上削減
------------------	-----	---------------------

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
①各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上
②各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価	実施
③各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人

● 地域生活支援拠点等の整備

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標
①地域生活支援拠点のコーディネーターの配置	配置
②地域自立支援協議会等の場を活用した、運用状況の検証・検討	実施
③地域生活支援拠点の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置
④支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	整備

● 地域生活支援拠点等の整備

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	3人
②就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	1人
③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合	5割以上
④就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者の増加	1人
⑤就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	2人
⑥就労定着支援事業利用者数の増加	2人
⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所の割合	2割5分以上

● 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を検討するとともに、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等を行うために必要な協議体制の確保に努めます。

● 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国や県の方針に即して目標値を設定し、町として障がい福祉サービス等の質の向上のために上記取組を実施する体制確保に努めます。

● 障がい児支援の提供体制の整備等

重症心身障がい児の受け入れ体制の整備や児童発達支援センターの整備について、地域の実情をふまえながら検討していきます。

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業概要

■ 指定障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションと日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者を対象として、病院や施設を退院、退所したり、特別支援学校（養護学校）を卒業した人に対し行う、地域生活を営む上で必要な社会的な訓練を提供します。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を提供します。
就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。

(3) 居住系サービス

宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。また、積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練や地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間に相談、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴・排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

(4) 相談支援サービス

計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■ 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障がい児通所支援

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童に、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

(2) 障がい児相談支援

障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
---------	---

(3) 障がい児訪問支援

居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がいのある児童であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。
-------------	--

■ 地域生活支援事業

(1) 必須事業

相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業

日中一時支援事業	障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練や、その他の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体を清潔に保持し、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の能力や特性に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業（身体障がい者自動車改造費助成事業等）を行います。

第3次上三川町障がい者基本計画

上三川町第7期障がい福祉計画 上三川町第3期障がい児福祉計画【概要版】

発行：上三川町 健康福祉課

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

■ 電話：0285-56-9128

■ FAX：0285-56-6868

■ E-mail：fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp



ORIGAMIのまち
かみのかわ